

第76回全日本障害馬術大会 2024 Part I 実施要項

主催：公益社団法人 日本馬術連盟 運営：障害馬術本部実行委員会

1. 期日 2024年11月21日(木)～24日(日)

2. 会場 日本中央競馬会 馬事公苑
東京都世田谷区上用賀 2-1-1

3. 競技種目および日程 (競技日程は都合により変更することがある)

11月21日 フレンドシップ競技

I H 140cm 以下

II H 130cm 以下

III H 120cm 以下

11月22日 (第1日)

第1競技 中障害飛越競技 A (スピードアンドハンディネス)

基準 C 239条 263条

H135cm 以内 W160cm 以内 水濠 350cm 以内 13 障害以内

第2競技 大障害飛越競技 (スピードアンドハンディネス)

基準 C 239条 263条

H145cm 以内 W170cm 以内 水濠 400cm 以内 13 障害以内

第3競技 中障害飛越競技 B (スピードアンドハンディネス)

基準 C 239条 263条

H125cm 以内 W150cm 以内 水濠 350cm 以内 13 障害以内

第1競技～第3競技で同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする

11月23日 (第2日)

第4競技 中障害飛越競技 A (標準)

基準 A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H140cm 以内 W160cm 以内 分速 375m 水濠 350cm 以内 13 障害以内

第5競技 大障害飛越競技 (標準)

基準 A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H150cm 以内 W170cm 以内 分速 375m 水濠 400cm 以内 13 障害以内

第6競技 中障害飛越競技 B (標準)

基準 A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H130cm 以内 W150cm 以内 分速 375m 水濠 350cm 以内 13 障害以内

11月24日 (第3日)

第7競技 中障害飛越競技 A (決勝)

基準 A 238条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)

H145cm 以内 W165cm 以内 分速 375m 水濠 350cm 以内 13 障害以内

第8競技 全日本障害飛越選手権

基準 A **238条 2.2** (ジャンプオフは基準 A で行う)

H155cm 以内 W175cm 以内 分速 375m 水濠 400cm 以内 13 障害以内

第9競技 中障害飛越競技 B (決勝)

基準 A 238条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)

H135cm 以内 W155cm 以内 分速 375m 水濠 350cm 以内 13 障害以内

【決勝・選手権競技 出場人馬決定方法】

- (1) 第7競技と第9競技の出場権は、スピードアンドハンディネス競技と標準競技における順位点の合計点の少ない**各上位 60%の人馬**（第1競技または第3競技の出場数を母数とする）とする。ただし、いずれかの競技で失権もしくは棄権した人馬は、決勝競技に出場できない。
- (2) 第8競技の出場権は、スピードアンドハンディネス競技と標準競技における順位点の合計点の少ない**上位 30選手**とする。ただし、いずれかの競技で失権もしくは棄権した人馬は出場できない。また、複数の馬匹で出場権を得た選手は、出場馬1頭を宣言しなければならない。なお、宣言外の馬匹は選手権競技に出場できない。
- (3) 順位点は、第1位を1点とした各順位をその人馬の順位点として配点し、スピードアンドハンディネス競技と標準競技の点数を出場人馬ごとに合計する。順位点が同点の場合は、スピードアンドハンディネス競技の成績上位の人馬を上位とする。

4. 出場順

- (1) 第1競技から第3競技の出場順は、各グレードの乗馬ランキングポイント獲得順位を基に下位の馬匹から出場する。
- (2) 第4競技から第6競技の出場順は、第1競技から第3競技の成績のリバースオーダーとする。
- (3) 第7競技から第9競技の出場順は、予選2日間における順位点合計のリバースオーダーとする。
- (4) 複数の馬匹で出場する選手に対しては、実行委員会がその出場順を調整する場合がある。

5. 参加資格

- (1) 選手は、申し込み時において日本馬術連盟の登録会員で、かつ日本馬術連盟騎乗者資格B級以上の取得者であること。
- (2) 日本馬術連盟が特に認めた者。
- (3) 馬匹は、申し込み時において日本馬術連盟の登録馬であること。
- (4) 日本馬術連盟の登録会員でない団体は、所属の名称として使用できない。

6. 参加条件

- (1) 選手の出場は、1競技につき一選手3頭までとする。
- (2) 馬匹の出場は、同一競技につき1回限りとし、グレードを重複できない。
- (3) 第1競技と第4競技、第2競技と第5競技、第3競技と第6競技は、各々同一人馬が出場する。
- (4) 中障害B
 - ① **2023年10月30日(月)から2024年10月27日(日)までの公認競技会における中障害B乗馬ランキングポイント上位60頭とする。**
 - ② **61位~80位まで**を予備馬とする。
- (5) 中障害A
 - ① **2023年10月30日(月)から2024年10月27日(日)までの公認競技会における中障害A乗馬ランキングポイント上位40頭とする。**
 - ② **41位~60位まで**を予備馬とする。
- (6) 選手権競技
 - ① **2023年10月30日(月)から2024年10月27日(日)までの公認競技会における大障害乗馬ランキングポイント上位50頭とする。**
 - ② **51位以降の馬匹**を予備馬とする。
- (7) 申込時点で障害馬術ナショナルチームに認定されている選手は、推薦枠で大障害競技に出場することができる。
- (8) エントリー状況に応じて、参加頭数を調整する場合がある。

- (9) 参加申し込みを行った時点で、騎乗する選手が競技会における馬の管理責任者となることを承諾しているものとする。これにより、厩舎地区の保安管理の如何を問わず、薬物検査の結果に対する責任を含め馬の管理責任を免れることはできない。なお、選手が未成年の場合は、成人の者が手続きに立ち会うことはこれを妨げない。

7. 競技会規程

日本馬術連盟競技会規程、日本馬術連盟獣医規程の最新版による。

8. 選手の服装および馬装

- (1) 服装は、日本馬術連盟競技会規程第 256 条による。特に、いかなる場合でも騎乗する際は、乗馬競技用ヘッドギアを適正に着用すること。着用しない場合は出場を認めない（選手以外の者が騎乗する場合も同様とする）。コース下見に際しては、選手以外の者も同様に身だしなみのよい服装でなければならない。
- (2) 馬装は、日本馬術連盟競技会規程第 257 条による。
- (3) 選手のボディープロテクターの着用を推奨する。
- (4) 障害馬術ナショナルチームメンバーに認定されている選手は、日の丸付きの赤色の上衣を着用すること。

9. フレンドシップ

- (1) フレンドシップへの出場は義務付けない。
- (2) 選手は、本競技出場選手以外の指導者も出場できるが、本要項 5.(1)を満たしていること。
- (3) 馬匹は、フレンドシップ I・II・III を通して 1 頭につき、2 鞍までとする。
- (4) フレンドシップのエントリーは参加申込にあわせて行うこと。なお、競技進行の状況により変更・追加を認める場合がある。
- (5) 服装は、正装でなくてもよいが見苦しくない服装で、長靴および定められた乗馬競技用ヘッドギアは必ず着用のこと。
- (6) 出場順は日本馬術連盟ウェブサイト（特設サイト）にて発表する。

10. 参加料

- (1) 選手参加料 34,000 円/1 人馬（2 種目分）
※ 各決勝競技の参加料は徴収しない。
※ 参加料の内、1 種目あたり 2,000 円を任意のオリンピック協賛金とする
- (2) 馬匹参加料 10,000 円/1 頭
※ 障害馬術ナショナルチームメンバーについては、一選手 3 頭まで大障害飛越競技に本項(1)(2)を無料で申し込むことができる。なお、騎乗する馬匹は、本要項 6.(6)①を満たしていなくてもよいが、ポイント締切日までに大障害 A または B グレード申請を完了していること
- (3) フレンドシップ参加料 10,000 円/1 鞍
- (4) 振込先 **三菱 UFJ 銀行 本店**
(普通預金) 口座番号 2427381
障害馬術本部実行委員会 公益社団法人日本馬術連盟
- ※ **2021 年から振込先が変更されましたのでご注意ください。**
- ※ **ATM やインターネットバンキング等で振込された場合の名義は、“公益社団法人 日本馬術連盟”とシステム上表示される場合があります。**
- ※ 参加料の納入は、**銀行振込のみ**とする（振込以外は受け付けない）。
- ※ 一度納入した参加料はいかなる場合でも返却しない。ただし、参加料を納入後、参加できないことが判明した予備馬がいた場合と、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りではない。

11. 申込方法および締め切り

- (1) 参加申込は、資格馬発表より**オンラインで受付し、2024年11月5日(火)**までの到着分までとする。
- (2) 予備馬については、参加条件を満たしている馬匹と同様に、仮申込としてエントリーと入金を締切日までに行うこと。なお、仮申込をした予備馬が繰り上げとならず、大会に出場できない場合は、日本馬術連盟ウェブサイトで発表し、出場できない馬匹に係わる参加料等を返金する。
- (3) 申込に不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。
- (4) 申込締め切り後、エントリー済みの選手が怪我あるいは疾病などやむを得ない事情により出場できないことが判明した場合、11月20日(水)17時まで指定の様式および医師の診断書の提出があれば、エントリーしていない選手への交代を認める。ただし、交代する選手は、本要項5.および6.を満たしていること。なお、人馬の組み合わせで出場権を得てエントリーを行なっている場合、この限りではない。また、手続きについては日本馬術連盟ウェブサイトにて確認のこと。

12. 宿泊

- (1) 選手および選手関係者の宿泊は各自手配すること。
- (2) 厩舎地区は禁煙とし、会場内とその周辺でのテント設営、自炊、火気の使用は認めない。
- (3) 馬付添い人の宿舎については使用できない。

13. 参加馬の入厩および退厩

- (1) 馬匹の在厩期間は、2024年11月20日(水)から24日(日)とする。在厩期間外に入退厩する場合は事前に直接競技会場に問い合わせること。
- (2) 入厩時間は11月20日午前8時から午後4時まで、21日は午前7時30分から正午12時までとする。なお、申込時に到着予定日、到着予定時刻を入力のこと。やむを得ず、入厩当日に時間外の到着となる場合は、大会実行委員会まで事前に報告すること。無届けの場合、入厩を許可しないことがある。
- (3) 入退厩は、大会実行委員会の指示に従って馬運車の移動を行うこと。
- (4) 参加団体は、乗馬登録証および馬の健康手帳を携行し、入厩後は速やかに大会本部に提出すること。
- (5) 競技開催中は、馬運車の移動はできない。

14. 馬糧および敷料

- (1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2) 敷料は、木材チップとし、実行委員会が支給する。

15. 馬の防疫

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから21日以上・60日以内に2回目のワクチン接種を行い、その後、6カ月+21日以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
 - ・競技場に入厩する6カ月+21日以内に補強接種(または基礎接種の2回目)を受けていなければならない。ただし、競技場へ入厩する前1週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。
 - ・2008年3月31日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前1週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマまたは逆性石鹼等で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中(3カ月)の馬匹は出場できない。

(5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。

16. ドーピング検査およびホースインスペクション

- (1) 本大会に参加する全ての人馬を対象として、規程に則りドーピング検査を行う予定。
- (2) 馬の管理責任者については、日本馬術連盟競技会規程第 106 条による。
- (3) 2024 年 11 月 21 日（木）に第 2 競技出場馬を対象に、ホースインスペクションを行う。会場ならびに開始時刻等については、別途発表する。

17. 連絡事項等

- (1) 打ち合わせ会については、別途案内を行う。
- (2) 連絡事項は、特設サイトに掲載する。また、会場内での放送にも注意すること。

18. 表彰式

- (1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- (2) 表彰式には正装で参加すること。正当な理由なく参加しない者は入賞の資格を失う。

19. 褒賞

- (1) 第 1 競技～第 6 競技は、上位 1/4 までを入賞とし、第 1 位の選手に賞杯、入賞者に馬リボンを贈る。
- (2) 第 7 競技～第 9 競技は、第 10 位までを入賞とし、第 1 位から第 3 位までの選手に賞状・メダル・厩舎掛けを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (3) 全日本障害飛越選手権および各決勝競技の優勝者の賞典は下記による。

| | |
|----------------|---|
| ・全日本障害飛越選手権 | 日本馬術連盟会長賞（チャレンジ） ポーランド大使賞（チャレンジ） NHK 会長賞（チャレンジ） 日本中央競馬会賞（賞状・トロフィー） |
| ・中障害飛越競技 A（決勝） | 日本馬術連盟会長賞 日本中央競馬会賞（賞状） |
| ・中障害飛越競技 B（決勝） | 日本馬術連盟会長賞 日本中央競馬会賞（賞状） |
- (4) 入賞した馬匹所有者に対し、飼育奨励金を支給することがある。

20. その他

- (1) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- (2) 選手は、健康保険証（またはそれに代わるもの）を持参し、何らかの傷害保険に加入していること。
- (3) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが大会実行委員会および主催者はその責を負わない。
- (4) 一般観覧者に対して事故のないよう十分注意すること。
- (5) 競技場周辺あるいは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (6) 厩舎地区およびその周辺地区は、各参加団体の自己責任による自主管理とする。貴重品の管理には十分注意すること。
- (7) 施設を破損させた場合は速やかに大会実行委員会に報告すること。
- (8) 厩舎地区およびその周辺は火気厳禁とする。
- (9) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- (10) 競技会場が定める遵守事項および注意事項を厳守すること。
- (11) 一般車および馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。

- (12) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- (13) 本大会の実施種目は、日本馬術連盟のランキングポイントの対象種目としない。
- (14) 人や馬に関わる各種感染症の拡大等により大会日程が変更となる場合がある。
- (15) 当連盟、および当連盟が許可した報道機関または提携事業者が撮影する映像（写真・動画）が、放映およびインターネット配信を含む各種媒体に掲載されることがある。
- (16) 当連盟が許可した写真事業者によって撮影された写真が「参加者向け写真販売サービス」で販売されることがある。これらの肖像権に関する事項は、本大会にエントリーした時点で、上記取り扱いに関して承諾したものとする。
- (17) 本大会における競技またはインスペクション等競技に関連して生じる肖像権は、すべて当連盟に帰属する。